

# 全国環境連

10月号

## 第19回全国環境連全国大会を熊本市で開催

全国環境連は、第19回全国大会を10月13日(金)に熊本市の「ホテル日航熊本」で開催した。

今大会は「創造的復興～水の新時代～」をテーマに、担当の熊本県環境整備事業協同組合が準備を進めてきた。この全国大会の概要については次号にて紹介する。

### 大会の目的

我々、一般廃棄物処理業者は、市町村の自治事務の代行者として、廃棄物処理事業が開始されたときから今日まで、適正な廃棄物処理を通じて、わが国の良質な水環境の確保及び公衆衛生の向上に寄与してきたところである。しかし、その傍ら下水道の整備が進む中、業界を取り巻く厳しい経営環境は、年々その度合いを強めている。そのため「合特法」の趣旨を踏まえた業務の転換・補償の獲得が、今や緊急の課題となっていることはいうまでもない。

この難局を乗り切るために、積極的に英知を結集し、自らの力で業界の経営基盤の安定を図っていくことが必要である。そして、今後も絶え間ない技術革新で、業界の未来は開かれていくという信念のもとに、創造性を備えた先進的なリサイクル等の技術開発に努めていくことが強く求められている。



「ホテル日航熊本」

その上で、企業の社会的責任(CSR)の視点から業界全体で思い切った意識改革に取り組み、新たな価値観の追及に取り組まなければならない。

現在、人口減少・高齢化社会を迎えた社会において、新型コロナウイルスによる世界的な感染症の流行、異常気象による豪

雨、巨大台風、地震などの自然災害の発生が国内を問わず世界各地で発生し、さらに激変した世界情勢は、経済や財政に大きな打撃を与えている。自然災害は、環境問題と密接に関係しており、水環境への負荷をいかに低減又は防止し、人類の共有財産である水を守るかが問われている。

私達は、水処理専門業者として求められているSDGsの目標と、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、公衆衛生の向上に寄与していくとともに、集合処理地域の人口減少対策として災害に強い浄化槽を推進し、災害支援の更なる強化と、財産として未来に残せる水環境の構築を目指して一丸となって取り組んでいかなければならぬ。

本大会は、し尿ならびに浄化槽など、業界の礎を築いた創業者たちの功績を忘れることなく、更に前進するために「創造的復興～水の新時代～」をテーマに、全国の一般廃棄物処理業者が一堂に会し、地方創生が叫ばれる今日、国・地方及び関係団体、関係業界が協働して、浄化槽の更なる普及により、豊かな水環境を守るという、我々の強い決意をここに表明するものである。

### SDGs目標6

### 安全な水とトイレを世界中に



2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

(関連する目標のうち、一部を抜粋)

NITTO KOHKI



自動逆洗式プロワ  
LAG-80E

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へ  
おたずねください。

## 逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済!

逆洗・ばっ気が切り替えが可能  
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗6・12・168(7日間)時間  
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定

リニア駆動フリービストン方式

メドーブロワ®

プロワ検索



修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に！

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メドー事業部

リニア営業課 Tel: 03-5748-5521 / Fax: 03-3754-0258

[www.nitto-kohki.co.jp](http://www.nitto-kohki.co.jp)

## 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について

環境省、国土交通省、農林水産省の合同で、令和4年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況を調査した結果、汚水処理人口普及率は92.9%（前年度から0.3ポイント上昇）になったことが公表された。

### 1. 汚水処理人口普及率

汚水処理施設の整備は、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に基づき各地方公共団体が効率的、効果的に実施している。

令和4年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1億1,624万人となり、これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、92.9%（令和3年度末については、92.6%）となったが、未だに約880万人が汚水処理施設を利用できない状況である（資料1）。

また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は83.4%（令和3年度末につ

いては、82.7%）と、全国平均からいまだに大きく遅れている状況である（資料2）。

### 2. 処理施設別処理人口内訳

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが1億128万人（総人口に対する普及率81.0%）、農業集落排水施設等によるものが302万人（同2.4%）、浄化槽によるものが1,178万人（同9.4%）、コミュニティ・プラントによるものが16万人（同0.1%）だった（資料1）。

（参考）汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて環境省、農林水産省、国土交通省の合意に基づくものであり、平成8年度末の整備状況から毎年公表されている。

**資料1 令和4年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況**

| 処理施設名                                     | 汚水処理人口（単位：万人） |            |
|---|---------------|------------|
|   | 令和4年度末        | (参考)令和3年度末 |
| 下水道                                       | 101,280       | 101,181    |
| 農業集落排水施設等<br>漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設 を含む | 3,018         | 3,103      |
| 浄化槽                                       | 11,784        | 11,758     |
| 内、公共浄化槽等整備推進事業等分                          | 825           | 831        |
| 内、浄化槽設置整備事業分                              | 6,229         | 6,203      |
| 内、上記以外分                                   | 4,730         | 4,725      |
| コミュニティ・プラント等                              | 160           | 171        |
| 計   | 116,242       | 116,213    |
| 汚水処理人口普及率                                 | 92.9%         | 92.6%      |
| 総人口                                       | 125,065       | 125,540    |
| 汚水処理未普及人口                                 | 8,823         | 9,327      |

（注）1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和3年度及び令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

## 大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

モリタエコノスは環境保全特殊車両メーカーとして培った豊富な技術実績と新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。



株式会社モリタエコノス

本社・工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地  
Tel.079(568)2006 Fax079(568)7706

<http://www.morita-econos.com>



ハイプレクリーナー  
(高圧洗浄車)



パックマスター  
(回転式塵芥車)



パワフルマスター  
(強力吸引車)

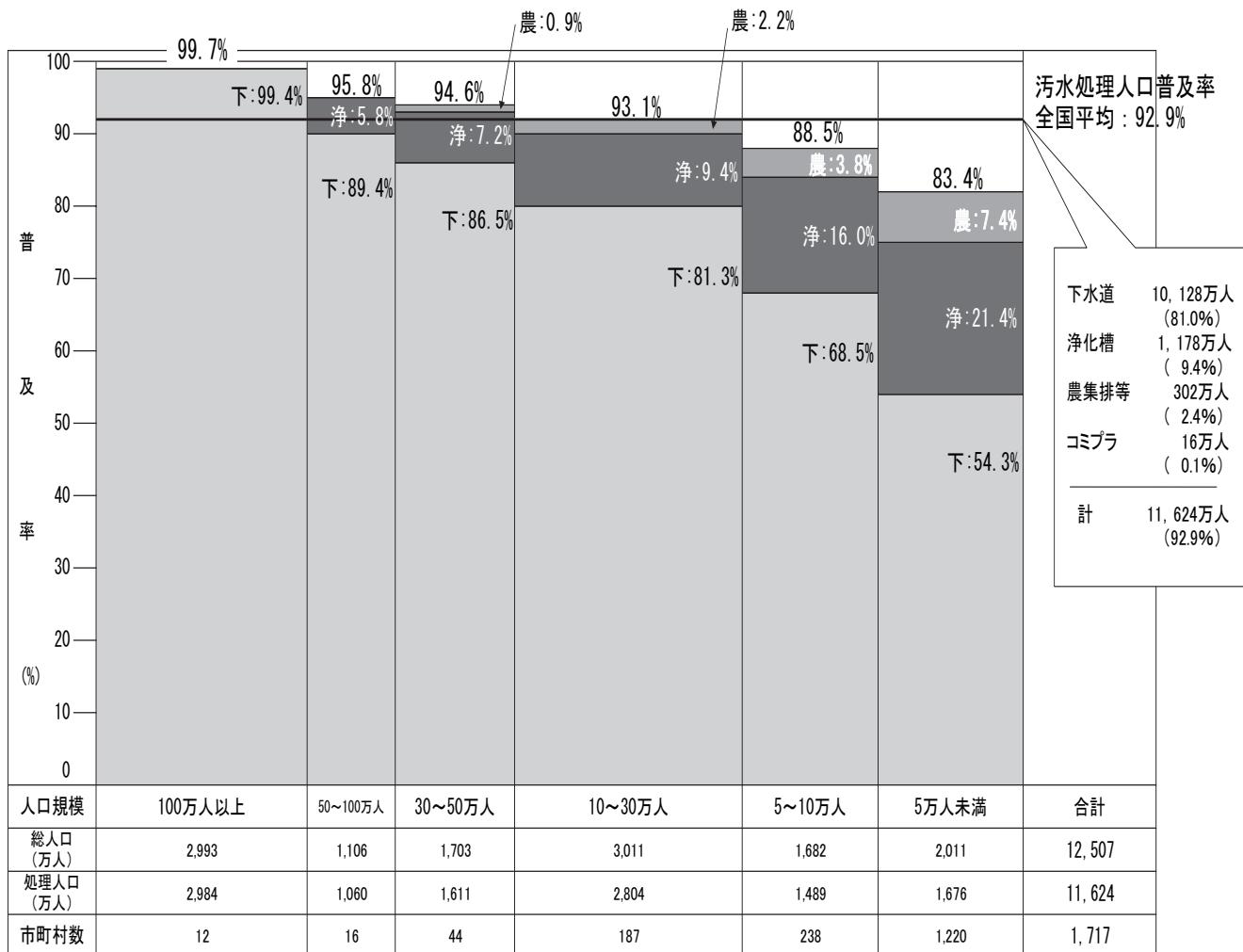


EP 2 (バキュームカー)  
(衛生車)

### ■全国販売網及びサービス網

|           |                     |                         |   |
|-----------|---------------------|-------------------------|---|
| 仙 台 支 店   | Tel.022(237)4171(代) | 京 都 営 業 所               | Tel.075(631)3391(代)                               |
| 埼 玉 支 店   | Tel.048(777)1891(代) | 広 島 支 店                 | Tel.082(893)2231(代)                               |
| 西 東 京 支 店 | Tel.042(568)2971(代) | 四 国 支 店                 | Tel.087(841)3330(代)                               |
| 千 葉 支 店   | Tel.043(243)2737(代) | 福 岡 支 店                 | Tel.092(591)1201(代)                               |
| 東 京 支 店   | Tel.03(5569)1740(代) | 鹿 児 島 支 店               | Tel.099(282)8352(代)                               |
| 神 奈 川 支 店 | Tel.045(506)0031(代) | 代理店                     |   |
| 名 吉 屋 支 店 | Tel.052(882)4571(代) | 新 潟 支 店                 | Tel.025(265)0276(代) (株)北海道モリタ tel.011(721)4114(代) |
| 静 岡 支 店   | Tel.054(281)2388(代) | 北 海 道 特 殊 自 販 (株)       | Tel.011(784)4222(代)                               |
| 関 西 支 店   | Tel.072(947)2121(代) | 有 朝 縄 モ リ タ 特 殊 サ ー ビ ス | Tel.0988(77)6677(代)                               |

## 資料2 都市規模別汚水処理人口普及率(令和4年度末)



- (注) 1. 総市町村数 1,717の内訳は、市 793、町 741、村 183（東京都区部は市数に1市として含む）  
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。  
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。  
 4. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。



**水処理関連機器の総合商社**  
**即答即配システムが当社のモットーです。**



**株式会社 日環商事**

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地

TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348

FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718

E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp

<http://www.nikkan-shoji.co.jp>

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101

TEL:087-813-7621 FAX:0120-617-718

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目21号-7

TEL:092-558-4828 FAX:0120-617-718

■取扱商品

エアーポンプ・ブロワー ガス検知器・送排風機  
電動工具・制御機器・記録紙 水中ポンプ・陸上ポンプ  
配水管清掃機器・薬剤 処理槽関連部品・FRP補修剤  
給水ポンプ・薬注ポンプ 各種産業用ベルト・ホース  
マンホール・その他  
水質検査器・理化学機器 処理槽用消毒薬・維持管理剤

環境省  
通知

# デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められている。

これを受け、今般、浄化槽法等のうち、法令上の解釈の明確化を図ることとされる下記の事項について、浄化槽推進室長名で各都道府県知事・各政令市浄化槽行政主管部(局)長に対して通知が発出され、浄化槽関係団体に対しても周知が依頼された。

## 第一 浄化槽の設置届出について（法第5条関係）

法第5条第1項に定める浄化槽の設置届出は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（以下、「省令」という。）第3条及び第4条に定める様式による届出書及び添付書類を都道府県知事及び都道府県知事を経由して特定行政庁に届出することとされている。

浄化槽の設置届出の事務については、窓口での対応によることとしている地方公共団体もあると考えられるが、届出を行う者の負担軽減や届出書類の電子化等の観点から、電子メール等を利用した設置届出への対応が求められているところである。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、地方公共団体への各種届出等のオンライン化に向けた検討が進められているところであり、電子メール等を利用した設置届出について積極的に推進されたい。

ただし、届出に際しては、届出書の他、省令第3条第2項及び第4条第2項に該当する場合には、添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用して行う届出にあっては、添付書類の真正性の確認に当たって、電子署名の活用や、電子メール等で受け付けたうえで後日原本と照合するなど、必要な措置を執るよう留意されたい。

## 第二 保守点検又は清掃の記録の交付について（法第10条関係）

環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「施行規則」という。）第5条第2項のただし書に定める保守点検又は清掃の記録の交付については、同条第4項において、各号に定める方法による電子データの交付を認めているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

なお、電子データの交付に当たっては、浄化槽管理者から保守点検又は清掃の委託を受けた受託者は、施行規則第5条第6項に定めるところに従い、あらかじめ、浄化槽管理者に対して承諾を得なければならないことに留意すること。

## 第三 指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第7条及び第11条関係）

法第7条及び第11条に基づき指定検査機関が行う水質検査（法定検査）については、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

## 第四 浄化槽管理者の報告、使用の休止の届出、使用的廃止の届出について（法第10条の2、法第11条の2、法第11条の3関係）

法第10条の2に定める浄化槽の使用開始、技術管理者の変更及び浄化槽管理者の変更報告は、施行規則第8条の2に定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出することとされている。法第11条の2第1項に定める使用の休止の届出及び使用の再開の届出は、使用の休止については施行規則第9条の3に定める届出書に清掃の記録を添付して、使用の再開については施行規則第9条の4に定める届出書を、それぞれ都道府県知事に提出することとされている。法第11条の3に定める使用の廃止の届出は、施行規則第9条の5に定める届出書を都道府県知事に提出することとされている。これらの行政事務等においても、浄化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した報告及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、電子メール等を利用して行う届出における添付書類の真正性に関する確認等については、浄化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。なお、使用の休止の届出にあたって添付する清掃記録は、施行規則第5条第4項の規定により作成された電子的記録も含まれることを念のため申し添える。

## 第五 排水設備等の検査について（法第12条の12関係）

法第12条の12に基づき、市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を法第4条第1項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。立入検査は、汚水の適正な処理を確保するため、汚水の処理状況や処理施設の構造、放流水の基準の適合状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。

この趣旨を踏まえると、立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、カメラ等による画像等を遠隔により確認することなどが考えられる。ただし、画像等のみでは現場の状況が正確に把握困難である場合は、必ず現場において検査を実施すること。

デジタル技術を活用して遠隔により立入検査を行う場合であっても、法第12条の12第2項に基づき、検査をする職員は身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

## 第六 淨化槽清掃業の許可申請等について（法第35条関係）

法第35条第3項に定める淨化槽清掃業の許可申請は、施行規則第10条で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出することとされている。また、法第37条に定める淨化槽清掃業の許可申請に係る記載事項の変更の届出は、施行規則第12条に基づき変更する内容および変更年月日を記載した届出書を、法第38条に定める淨化槽清掃業の廃業等の届出は、同条に基づく届出を、それぞれ市町村長に提出することとされている。

これらの行政事務等においても、淨化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した許可申請及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、淨化槽清掃業の許可申請並びに変更及び廃業等の届出においては、申請書及び届出書の他、施行規則第10条第2項各号に定める添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用した申請及び届出における添付書類の真正性に関する確認等については、淨化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。

## 第七 標識の掲示について（法第39条関係）

法第39条に基づき、淨化槽清掃業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、名称及び許可を行った市町村長名や許可番号等の施行規則第13条第1項各号に定める事項について同条第2項に定める様式により掲示することとされている。

近年の情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、淨化槽管理者が淨化槽清掃業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定される。このような状況においては、淨化槽法第39条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き営業所での標識掲示は行いつつも、淨化槽管理者の利便性向上のため、淨化槽清掃業者の許可情報をインターネット上で確認できる環境を整備することが必要である。

以上の趣旨から、淨化槽清掃業者において自社のウェブサイトを含めたインターネット環境が整備されている場合には、淨化槽管理者が清掃を委託しようする場合に容易に許可情報を把握できるよう、「氏名又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて「許可を行った市町村長名」と「許可番号および登録年月日（許可期間）」について積極的に公表すること。

ただし、インターネット環境を整備することが不相当な負担となる場合においては、例外的に引き続き標識の掲示のみとすることも差し支えないこと。

## 第八 報告徴収・立入検査について（法第53条関係）

法第53条第1項に基づき、都道府県知事又は市町村長は、法の施行に必要な限度において、淨化槽管理者等の関係者に淨化槽の保守点検や清掃の業務に関する報告をさせることができることとされている。

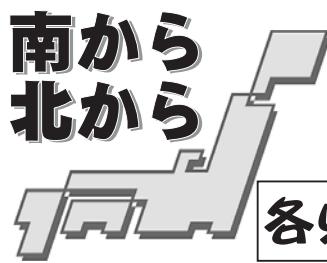
この報告方法については、報告の円滑化及び負担軽減を図る観点から、オンラインによる報告を可能としているところである。

一方、法第53条第2項の立入検査については、広く淨化槽に関する指導監督を行うためであり、各都道府県における職員（環境衛生指導員）が現地に赴くことにより、はじめてその実行性を担保できることから、従前のとおり取り扱うこと。

## 令和5年度 環境再生・資源循環局長表彰

淨化槽関係事業功労者に対する環境省環境再生・資源循環局長表彰が10月2日に実施された第37回全国淨化槽大会において行われ、当連合会から熊本県環境整備事業協同組合理事の碇山一憲氏が受章した。

| 溶存酸素計 DO計  | pH/ORP計  | MLSS／界面計  | 塩素イオン計   |
|--|--|---|--|
| <p>ガルバニ式センサー交換タイプ<br/><b>DO-10Z</b></p>  <p>測定範囲<br/>DO : 0.00~30.00mg/l<br/>水温 : 0.0~50.0°C</p> <p>その他の営業品目<br/>濁度計、色度計<br/>UV式COD計、導電率計</p> | <p>pH/ORP計<br/><b>KP-10Z</b><br/>pH計<br/><b>KP-10F</b></p> <p>計量法<br/>型式承認<br/>計器本体<br/>第SS142号<br/>電極<br/>第S142号</p> <p>測定範囲<br/>pH : 0.00~14.00 pH<br/>ORP : 0~±1900mV(KP-10Zのみ標準)<br/>温度 : 0.0~50.0°C</p> | <p>MLSS／界面計<br/><b>SS-10Z</b><br/>MLSS計<br/><b>SS-10F</b></p> <p>測定範囲<br/>MLSS : 0~20000mg/l<br/>水深 : 0.00~5.00m<br/>(SS-10Zのみ)</p> | <p>測定レンジ自動切替機能付<br/><b>CL-11Z</b></p> <p>測定原理<br/>固体膜塩素イオン電極法</p> <p>測定範囲<br/>: 0.1~2000mg/l</p> |
| <p><b>KRK 笠原理化工業株式会社</b></p> <p>〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目-133-8 TEL.0480-38-9151(代) FAX.0480-38-9157</p> <p><a href="https://www.krkjpn.co.jp">https://www.krkjpn.co.jp</a></p>  |  |   |  |



## 福岡県

## 熊本県

## ▼第10回理事会開催

9月7日(金)、組合会議室にて第10回理事会を開催、下記の件他を審議並びに報告を行った。

- ・全国環境連第19回全国大会の件
- ・浄化槽清掃技術者講習会に関する件
- ・令和6年度賦課金に関する件
- ・全国環境連会議報告
- ・事業委員会に関する件
- ・(公社)熊本県浄化槽協会会議報告
- ・浄化槽設置届等に関する県との話合い
- ・熊本県環境事業団体連合会定例会報告
- ・第2回浄化槽フォーラム幹事会報告
- ・組合顧問県議への委嘱状贈呈式報告



## ▼第11回理事会

9月13日(水) 14時00分よりホテル日航熊本にて開催。同日、16時から開催される全国環境連理事会への全国大会に関する報告について審議を行った。

## ▼全国大会第6回実行委員会

9月14日(水) 13時30分より組合会議室にて委員会を開催した。前日の全国環境連理事会を受けて式典の祝辞、表彰者など、内容の確認と収支予算の状況、式典での動画などについて話し合いを行った。

## ▼青年部定例会

9月6日(木) 13時30分よりホテル日航熊本にて会場の視察、控室から会場までの動線の確認等もかねて、会議後に各自の担当に分かれて、受付のシミュレーション、ホテル担当との打ち合わせなどを行った。

## ▼全国環境連事務局長会議

9月8日に全国環境連事務局にて会議が開催され、事務局長が出席した。

会議では全国大会の現状報告、全国環境連の運営諸般に関する件、各県事務局の業務内容などについて意見交換を行った。



福岡県環境整備事業協同組合連合会は、去る9月22日(金)13時30分から福環連会館において、9月定例理事会を開催した。

## 一、執行部報告

1. 全国環境連関係
  - イ. 令和6年度浄化槽推進関係概算要求の概要
    1. 浄化槽整備のための国庫助成
      - 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) 87億円+事項要求  
(令和5年度予算額 86億円)
2. 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分)
  - 浄化槽システムの脱炭素化推進事業  
令和5年度要求額 18億円  
(令和5年度予算額 18億円)
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー施設等導入推進事業  
令和5年度要求額 40億円の内数  
(令和5年度予算額に20億円の内数)

## 口. 第19回全国大会について

10月13日(金)にホテル日航熊本で開催される。大会進行概要(案)、表彰推薦者一覧、大会参加者名簿、会場図面等が配布され説明がなされた。

## ハ. デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル社会の現実に向けた重点計画」において、代表的なアナログ規制7項目(目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、書面掲載、対面講習、往診閲覧・縦覧)に関する規制等の見直しが求められ、浄化槽法の法令上の解釈の明確化を図ることとされている事項について、各都道府県知事等に対して通知され、参考として各浄化槽関連団体に送付されている。

- 第一 浄化槽の設置届出について(法第5条関係)
  - 第二 保守点検又は清掃の記録の交付について(法第10条関係)
  - 第三 指定検査機関が行う水質検査(法定検査)
  - 第四 浄化槽管理者の報告、使用の休止の届、使用的の廃止の届出等について(法第10条の2、法第11条の2、法第11条の3関係)
  - 第五 排水設備等の検査について(法第12条の12関係)
  - 第六 浄化槽清掃業の許可申請等について(法第35条関係)
  - 第七 標識の掲示について(法第39条関係)
  - 第八 報告徴収・立入検査について(法第53条関係)
- 以上が法令上の解釈の明確化を図ることとされている事項となっている。

## 二、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転倒防止対策の充実に係る規則等の改正について

厚生労働省において、トラックでの荷役作業時に安全対策強化のために労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定の一部を改正する件が3月に公布、改正省令は10月1日から、改正告示は令和6年2月1日から施行される。改正概要は

以下の通りとなっている。

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
2. テールゲートリフトを使用して荷を積み卸す作業の特別教育の義務化
3. 運転位置から離れる場合の措置の一部改正  
収集・運搬の際に平ボディー車やウイング車等を使用する場合、上記の改正が影響する可能性があるので注意していただきたい。

## 二、各部報告

### 三、各地区報告

#### 四、その他

## 山口県

### ▼令和5年度第3回理事会開催

令和5年9月20日(水)に事務局会議室(山口市)において、第3回理事会を開催した。

#### (1) 合特法の説明会について

合特法について、市町職員の理解を深めるための説明会が3年振りに開催されることとなった。10月中旬から約1か月の日程で、県内8カ所の保健所単位での開催となる。事前勉強会の日程確認と、各会場における説明者の選任がされた。

#### (2) 山口県への要望の報告について

山口県に対し7月28日に提出した要望書の内容の報告があった。今年度の「合特法に係る説明会」の開催についてと、災害協定未締結市町との締結支援について要望した旨の報告がされた。

#### (3) 全国環境連第3回理事会の報告

10月13日に開催される第19回全国大会の概要と、今後の専ら物の取り扱いについての全国環境連の考え方方が説明された。第4回全国理事会が11月29日に山口で開催されること、新規許可裁判の勉強会が日程は未定だが福岡

で開催が予定されていることが報告された。

#### (4) 災害時における相互支援の緊急連絡先について

各組合員と組合が平成29年に締結をした「災害時における相互支援」の情報更新を例年通り行うことと、緊急時の情報共有手段として組合員のLINE登録を進めていくことの説明があった。

#### (5) 第33回通常総会収支報告について

事務局より5月26日に開催された通常総会の収支報告がされた。

#### (6) 組合損益計算書(4月～7月まで)について

事務局から4月～7月までの組合の収支報告がされた。

#### (7) その他の議題として

- ・10月と12月にポリテクセンター山口で行われる電気系保全実践技術講習の受付状況について事務局より報告があった。
- ・組合新規加入について、1社の申込があり、承認された。

## 島根県

### ▼令和5年度高圧洗浄作業技能検定の実技試験実施

8月19日(土)午前9時より、松江市内松江八束清掃組合駐車場において実施された。この試験は、高圧洗浄作業資格(国家資格)を取得するための試験であり、例年島根県では島根県職業能力開発協会のもと実技試験にあたり、当組合から検定員・補佐員はじめ、事務局も出かけて実施している。

当日は、午前8時集合で試験会場の準備をし、最初受検者(4名)に対し、検定員である小倉専務理事・山崎理事が紹介され、



## 臭気改善で住み続けられるまちづくりを

### 衛生車・吸引車の臭気対策に デオマジック®VC1 オイル

DEOMAGIC® VC1 Oil

- お 得！ 脱臭剤が不要になります。
- 簡 単！ 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ
- 新 技 術！ 不快臭を吸込んで良い香りに変える技術

デオマジック®VCオイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。  
作業者様や地域住民の皆様に大好評です。

#### お問い合わせ先

**東邦車輛株式会社 部品営業課**

〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号

TEL:045-784-1195 / FAX:045-784-1196

Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



#### 消臭のメカニズム

● DEOMAGIC

● 実験の結果

さらに良い香り

さらに良い香りに変わります。



DEOMAGIC® VC1 Oil  
デオマジック® VC1 オイル



全国ネットの特装自動車の総合メーカー  
**東邦車輛株式会社**

|         |                    |          |                    |
|---------|--------------------|----------|--------------------|
| 営業本部    | TEL : 045-575-9901 | 信越営業所    | TEL : 025-283-6571 |
| 直販部     | TEL : 045-575-9902 | 中部支店     | TEL : 052-218-5123 |
| 直販部直販課  | TEL : 045-575-9253 | 金沢営業所    | TEL : 076-223-1191 |
| 北海道支店   | TEL : 011-633-7101 | 近畿支店     | TEL : 0798-52-2100 |
| 東北支店    | TEL : 022-782-5040 | 東邦車輛サービス | TEL : 072-433-2401 |
| 仙台部品出張所 | TEL : 022-782-5065 | 中四国支店    | TEL : 082-890-2882 |
| 白山支店    | TEL : 0276-89-1551 | 九州支店     | TEL : 092-441-1951 |
| 茨城営業所   | TEL : 0298-22-5569 | 福岡部品営業所  | TEL : 092-441-0634 |
| 関東支店    | TEL : 03-3843-3351 | 南九州営業所   | TEL : 099-252-2070 |

試験内容の説明があり開始された。試験は補佐員である(有)ジンザイサニテック・クリーン(株)の職員3名のサポート中進められた。

暑い中であったが、検定員が見守る中、受験者は真剣に実技にあたり、会場の片付けも含め、午前中ですべてが終了した。

## 鳥取県

### ▼とっとり防災フェスタ2023に参加

大規模地震による災害発生を想定した「とっとり防災フェスタ2023」が9月10日(日)、鳥取市の鳥取港、賀露港周辺を主会場に開催された。約60機関が参加し、実動訓練に加えて展示ブースなどを通じて県民の防災意識向上を図った。

鳥取県環境整備事業協同組合(仮称:とりかんきょう)は展示ブースに参加し、災害時トイレに関する展示パネル・災害時トイレテントなどを展示し、災害時・普及時のトイレ環境を確保するための重要性について啓発を行い、多くの方に見ていただいた。また、浄化槽の年1回の清掃が自然環境にやさしい取り組みであることを知っていただくため、のぼり旗・ノベルティーに啓発シールを貼り周知を行った。



## 長野県

9月21日(木)伊那市生涯学習センター いなっせ会議室に於いて第4回理事会をリモート併用で開催した。報告、協議事項については以下の通りである。

- ・各支部からの報告
- ・環境連全国大会の進行概要・表彰者等について
- ・長環整50周年記念式典について
- ・環境省の令和6年度 浄化槽整備推進関係予算 概算要求について

・安曇野市で起きた、水道料金未納を解消したにも関わらず70日間給水が停止されていたという新聞記事について

長環整50周年記念式典の日程は、来年2024年秋頃を検討中であると執行部から報告があった。会には組合員や市町村関係者、環境連各県組合の皆さまなどをお招きし、これから50年を見据え、組合の事業や長野県の生活廃水処理の現状を知っていただく機会にしたいと考えている。

9月29日(金)千曲市 千曲高原カントリークラブに於いて第15回長環整親睦ゴルフ大会を開催した。コロナ禍で4年ぶりの開催となった

が、来賓4名 組合員17名 計21名  
で爽やかな秋晴れのもと、和気あいあいとプレーを楽しんだ。



### 発行者

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24 AKビル5階B



全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会  
会長：河野正美

TEL 03-5207-5795 FAX 03-5207-5796  
年間購読料 2,200円 1部 220円 消費税含

# し尿収集容量表示計 KANTARO<sup>®</sup> 環太郎

“環太郎”は収集量の正確な計測と、料金の明瞭化でし尿処理業務の最適化を推進します。

### 簡単操作で速くて正確そして安価！

#### ◆取り付けが簡単！

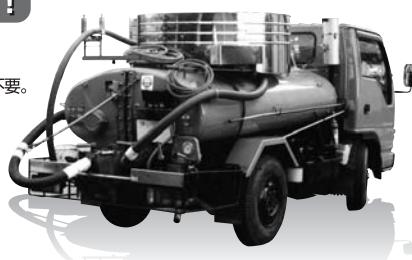
シンプルな構造で、空気／液体分離用タンクや計量器のロードセルは不要。  
出張取り付けも可能です。

#### ◆安価！

流量計や計量器と比較して、けた違いに安価です。ご予算に応じてオプションを追加できるのでお手軽にグレードアップが可能です。

#### ◆高精度！

粘度や異物、真空、加圧、坂道など関係なく精度よく計測し、収集量を正確に数値表示します。  
振動や、タンク・車両・ホースなどの自重による誤差が生じません。(誤差1~2%以内)



収集量表示計

**IC SOKKI**  
IC Measuring Instruments Co.,Ltd.

アイシー測器株式会社

本社／〒564-0063 大阪府吹田市江坂町2丁目14-46  
TEL.06-6384-1543(代) FAX.06-6338-8557

URL <http://ic-sokki.sakura.ne.jp>  
E-mail [ic-sokki@arion.ocn.ne.jp](mailto:ic-sokki@arion.ocn.ne.jp)